

摂津市議会

# 駅前等再開発特別委員会記録

平成18年6月19日

議会事務局

# 目 次

駅前等再開発特別委員会

6月19日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第42号所管分の審査 .....	2
質疑（野口委員、木村委員、山本善信委員）	
採決 .....	13
閉会の宣告 .....	13

## 駅前等再開発特別委員会記録

### 1. 会議日時

平成18年6月19日(月) 午前10時 開会  
午前10時50分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 藤浦雅彦      副委員長 渡辺慎吾      委員 木村勝彦  
委員 野口博      委員 山本善信

### 1. 欠席委員

委員 柴田繁勝

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正      助役 小野吉孝  
市長公室長 寺田正一      同室参事 小山和重      同室参事 吉田和生

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三      同局次長代理 上 清隆

### 1. 審査案件

議案第42号 平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分

(午前10時 開会)

○藤浦委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

毎日暑い中、お忙しい中、本日は特別委員会をおもちをいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本議会で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜るわけでございますが、どうぞ慎重審査のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一たん退席させていただきますが、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○藤浦委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、木村委員を指名します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○藤浦委員長 再開します。

議案第42号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

なお、質疑に対しましては、なるべく広がり過ぎないようによろしくお願いをいたします。

どなたか、質疑する方はございませんでしょうか。野口委員。

○野口委員 そうしましたら、今回、別の場所での開発問題に対する必要性だとか税金の使い方だとか、3者合意に基づいて初めて、金額は少ないですけども推進の方向での予算が計上されますので、そういう視点に立って、そういう問題について論議をしたいと思って

ますが、きょう幾つかの問題について、前段の論議も含めて、そういう位置づけで幾つか質問をしたいと思います。

一つは、目6、企画費、報償費315万円の内訳については理解をしてるわけですけども、まず最初に300万円の弁護士だとか税理士関係の費用、15万円のまちづくり懇談会の費用ということで言われてますけども、その辺の内訳とか積算根拠について、まずお示しをいただければと思います。

2つ目には、この間、新聞報道で3者合意をして夢を形にということで、新しい都市核をつくっていくんだといういろんな角度から、今の状況の報告が一般新聞だとか、6月15日号の「広報せつつ」にも掲載されて各家庭にも届きつつあるという中で、いろんなご意見だとか、質問だとか、問い合わせがあらうかと思うんですけども、その辺の状況について、どういう中身が届いているのか、この際、お尋ねしておきたいと思います。

3つ目は、前回、基本合意の内容の説明があったときに、今年度中の業務スケジュールが示されました。これに関する問題でありますけども、開発は進めていくという基本的な立場のもとに多くの市民の方々の自由闊達なご意見をいただくと。その内容をこの計画に反映をしていくという立場から、予定では8月から来年3月までの期間、まちづくり懇談会を行うということが示されています。

このまちづくり懇談会の趣旨は、今申し上げたそういうことだと思っておりますけども、そのテンポで見た場合に、この構想に基づいた提案ということで、ダイヘンから土地を買われた業者、この開発を進めていくSPCということで、そういうところから提案される、基本合意に基づく提案書について、9月をめどに協定

していくと。7月いっぱいを作成し、8月に入ったら提案を受けると。提案を受けて、8月、9月で整合性のチェックをし、9月中に協定をするということになりますと、このまちづくり懇談会で市民の多くの方々の自由闊達なご意見をいただくと、計画に反映するとした場合に、始まったばかりで基本的な問題について大枠が決められていくと。

例えば、この提案の中身がまだ具体的に、どういうグレードなのか、はっきりわかりませんが、例えばコミュニティプラザで市が考えているさまざまな公共施設がありますけども、こういうコミュニティプラザとして集中的に1か所にまとめてつくるのがいいのかどうかという問題も、市民の中でいろんなご意見もありますし、この間、3月に総合福祉会館を閉められて、ふれあいルームを、旧みやげ幼稚園を中心にして代替地で活用されていますけども、その状態でもいいんじゃないかと、今日の状況の中では、きちんと検討されて今後の方向性をつくったらどうかという、いろんなさまざまなご意見もある中で、公共施設の集中か、分散かということについてもいろんなご意見もありますし、そうした場合に、この8月から懇談会を行うと。

2か月間で基本協定を結んで、この協定の中にコミュニティプラザの大きさ、グレードが、内容が入った中での協定書ならば、なかなか市民のご意見が反映できない間に進めていくと。

一方では、庁内検討会議で公共施設について1月をめどに検討していくという流れがあります。最終的に検討判断で3月いっぱいとありますけども、その辺のまちづくり懇談会で市民の皆さんのいろんなご意見をちょうだいするというのと、この業務スケジュールの関係できち

んとその辺が受けとめられて、事が進められていくのかということ、大変理解できない部分がありますので、もう少しその辺、わかりやすく説明をいただきたいと思います。

それともう1点、前回、南千里丘まちづくり推進フローというのが資料3でいただけてますけども、これから基本合意書に基づいて土地所有者なり、SPCの方で事業提案を行います。そこで基本合意書に基づいて、いろいろ話し合いが行われてくるかと思います。その中でも、いわゆる土地の交換問題も当然出てくると思いますけども、この事業提案の内容について、いろいろ心配もしてるんですけども、その辺の、先ほどもちょっと9月末協定ということで関連してお話ししましたけれども、事業提案者と基本合意書のまちづくりの大枠の問題、これをどういう縛りといいますか、絡みといいますか、その辺、若干理解できるように説明をいただきたいなど。

以上、4点、お願いします。

○藤浦委員長 答弁、お願いします。

吉田参事。

○吉田市長公室参事 まず、今回の補正予算におきまして、報償費ということで315万円計上させていただいております。この内容といたしましては、300万円が一応、弁護士なり、税理士への報償。そして、まちづくり懇談会のアドバイザーという形で、今、予定いたしておりますのが大学の教授にご指導、またアドバイザーとして参画していただいて、まちづくり懇談会を進めてまいりたいというふうに考えております。

この300万円の報償費の弁護士費用でございますけども、内容といたしましては、今後、民間提案に基づきますまちづくり協定について、市と提案者と協定

を締結したい。

そこで、民間側の協力が確実であるという部分を担保するために弁護士さんに相談するなり、協定書の内容を充実してまいりたいというふうに考えております。

もう1点、コミュニティプラザ複合施設、今後いろんな形での視野を検討していきたいというふうに考えておりますけれども、当然、その部分について民間を活用した場合、建設、管理、運営など、BOTと申しますけれども、そういうような床を活用した場合の民間の所有であった場合の安全性、リスク分担等、十分整理して、またそれが摂津市に逆風にならないような協定を締結したい、契約を締結したいというふうに考えております。

もう1点、民間側の今度、具体的な交渉がスタートした場合に、やはりそれに対する法律的な見地でのアドバイスを受けていきたいというふうに考えております。

特に、先ほどご質問もありましたけれども、土地を例えば交換するなり、区画整理事業を進めるに当たっての民間側の参画なり協力、その担保性も相談し、また当然、税法上の特例があるかないのか、そういうことのご相談も税理士さんの協力を得て相談をしてまいりたいというふうに考えております。

特に、新駅にかかわる部分につきましては、阪急側と協定なり、覚書を締結する部分について、やはりそのあたりは紳士的なものという形は当然堅持してまいりますけれども、やはり担保性なり、市としてのリスクをどのような形で明確に示すかということも弁護士さんと相談してまいりたいというふうに考えております。

ただ、費用300万円が高いか安いかでございますけれども、やはり、今、各法

律事務所におきましては報償規定というものがございます。ただ、単純に報償規定によりますと、一つ契約書を締結するのに例えば20億円の契約内容であれば1,000万円以上の報償規定に基づいた報償を支払う必要が発生してまいります。

ただ、今回お願いをしたいと思っておりますのは、やはり顧問弁護士さんの方に多くの弁護士さん、商法とか民法とか行政法とか、いろんな分野の専門でおられる弁護士さんがおられます事務所、幅広いご意見もいただきたいということで、できればですけどもご相談申し上げたうえで、やはり顧問弁護士さんに費用も踏まえてご協力をいただきたいというふうに考えております。

あと、アドバイザーでございまして通常、摂津市におけます報償規定は大学の教授ですと7,000円から3万円とかいう間の規定はございます。ただ、今までの報償、摂津市が支払っている事例等を考えますと、1万5,000円の10回、1回出ていただいて1万5,000円の10回を今回予定をいたしておるところでございまして。

次に、2点目の住民からの問い合わせ状況、開示した後の状況でございまして、反対というご意見をいただいている状況はございません。

それよりも、やはり身近な話のご相談、つまり駅はどこに来るんですかとか、出口の問題とかいうご意見はいただいております。そのあたり、十分、問い合わせがあれば我々誠意を持って、今、ご説明し、おいでになった場合は接見して、ちゃんご説明申し上げているという状況でございまして。

ただ、3点目の今後のスケジュールということで、今、住民さんからのご意見

等をどうつながっていくんだということ  
で、3点目のまちづくり懇談会の状況で  
ございますけども、先ほど言いましたよ  
うにアドバイザーが入って、ワーキング  
なりを展開していきたいというように考  
えております。

ただ、民間側からの提案が、例えば予  
定でいくと、8月、9月に出てきたんで  
10月には締結するという運びに一応なっ  
たとします。スケジュール上、そういう  
努力をいたします。

ただし、我々は今後それをもとに住民  
さんからのご意見なり、関係者間の協議  
を踏まえて地区計画という都市計画法上  
の網をかぶせます。

それは、今年度いっぱい、期間はかか  
ろうと思っております。その中で最終的  
なまちづくりの担保性を堅持していき  
たいというふうに考えておりますので、協  
定というのは一定の方向を協力し合う、  
連携し合う方向を締結してまいりますけ  
れども、最終の担保については、その所  
有者の同意をもとに地区計画を定めてま  
いりたいというふうに考えており、8月、  
9月にすべて、そこで決まってしまうと  
いうふうには考えておりません。

それと、コミュニティプラザの関連で  
すけども、集中配置がいいのか、分散が  
いいのかということでございますけども、  
この部分につきましては、やはりまちづ  
くり懇談会でもコミュニティプラザとい  
う一つの課題、問題点を提起しながら、  
いろんな幅でご意見をいただいて、そし  
て我々として、市として、一定の方向を  
お示ししてまいりたいというふうに考え  
ております。

4点目の南千里丘まちづくり推進フロー  
のSPCに対しての事業提案の内容的な  
ものと縛りと申しますか、堅持する部分  
につきましては、今後、事業提案がどの

ような形を出して来られるかということ  
によっても変わろうかと思っておりますけ  
れども、やはり我々とすれば、前回の特別  
委員会でご提示させていただきましたまち  
づくり構想、これを堅持して、やはり産・  
官・学・市民の連携、交流も含めて、そ  
ういう幅広いまちづくりが展開できるよ  
うな事業提案という形を堅持して、そし  
てその間で協定なり、覚書なりを締結し  
てまいりたいというふうに考えておりま  
す。

内容につきましては、今後の展開とい  
うふうに我々の方は理解しております。

○藤浦委員長 野口委員。

○野口委員 とりあえず、最初315万  
円の内訳と中身、考え方については理解  
をしました。

関連して、いわゆる工事をこれから計  
画を進めていくという立場での質問にな  
りますけども、いわゆる今回民間のノウ  
ハウや民間の資金に都市再生事業の中で  
その開発をスムーズに進めるためにしよ  
うと出てきたSPC方式ということで、  
国の関係でいえば、金融再生委員会に届  
け出をすれば資本金10万円で、そうい  
う組織ができるわけでありまして、都  
会における都市再生事業、新たな公共事  
業を進めていく一つの手法として今回こ  
ういう形でSPCを活用するということ  
になろうかと思うんですけども、そうい  
う中で民間と公の絡みの中で今回計画を  
進めていくと。そうした場合に法的な専  
門的な判断をしながら協議もし、ことを  
詰めていくということで今回の予算にな  
ると思っておりますけども、例えばいろ  
いろの間、各地の再開発事業、大規模  
な開発を見てみますと、当初で計画をし  
て予算もつけて完成します。完成した後、  
例えば昔でいえば、再開発でいえば保留  
床が処分できなくて市が抱えるという例

もたくさん、過去ありました。

要は、計画をして建てたと、しかし大学も十分来ないと、いろいろ考えているいろんな施設が埋まらないという場合に計画と現実の問題にギャップが生じた場合に、例えばパチンコ屋さんだとか、遊ぶ施設だとか、いわゆる協定だとか契約にないようなものが、どうしても企業側として進出をさせて、いわゆる利益を得て出資者に利息をお支払いするということの判断も当然、進みぐあいによって出てくるだろうというふうに思うんですけども、そうした場合に弁護士さんも入って、税理士さんも入って、いろいろ専門的に検討して出発をします。

しかし、結果そうなった場合、その辺の民間とのまちづくり協定だとか計画の効力性といいますか、拘束性、これをどういうふうに理解したらいいのか、1回、説明をいただきたいと思います。

2つ目は、報道後の反応といいますけども、反対はありませんと明言をされましたけども、なかなか賛成の方は当然そういう形で頑張ってますので、そういうところでご意見が来るだろうと思いますけども、この間、地域を回ってますといろんなご意見があります。それは、また別のところでやりますけども、だから今の格差社会の拡大のもとで正確な情報をこの計画に対して、どのくらいのお金が使われて、どういうテンポでいくのかと。

市がこの開発を進めようと選択した最大の理由は何なのかと、いろんな全体像をきちんと示す場があって、その中からいろんなご意見を出していくと。それによって正確な判断をしていくということが一番大事だと思いますけども、これに関連して、例えばご意見の一つとして今回5年間で平屋の駅をつくっていくと。

平成22年の春にまち開きをしていく

ということで、その後、5年間で今の第一段階の工事を進めていくと、そこに30億円と示されてますけども、その後10年間で連続立体交差につなげていくということでもありますけども、いろいろ施設的に見たら、全体的に見れば、すべてが高架にならないといろんな問題もあって、いろんなご意見もありますけども、そういう2段階で計画を考えるならば数年間おくてもいいから、一方の考えでは逆に最初から立体交差化のために努力を、汗をかくべきだというご意見もあるわけですけども、その辺の問題、どういうふうにお考えなのか、この際、聞いておきたいと思います。

それと、まちづくり懇談会と事業提案の関係であります。大体これ、説明はわかるわけです。しかし、このスケジュールでいった場合に、協定が9月末ということと、8月からまちづくり懇談会を行うという日程的な図で見ますと、説明はわかりますけども協定の内容がいわゆる大枠なのか、公共施設の中身について、すべて確認された中での協定なのかということは、コミュニティプラザが何階建てとか、大きさ、規模も内容も決まってくるので、そういう点も含めて協定の段階で中に入ってくるのかどうか。

それとも大枠を決めておいて、その後、具体的に詰めながら市が建てるのか。それとも、SPCにつくってもらって内容は別にして、市がそれを活用するという方向で論議するのか。

一定、そういう点では1年間の中でも時間がありませんから、そういう点での確認をしてるわけですけども、もう少しその辺の、SPCなり民間の提案による協定とこの1年間の進みぐあいと、その中でいかに市民のご意見を汲みとめていただけるかというこの絡み、もう少しき

ちんと明言をいただきたいと思います。

それと、3月までのスケジュールに関して、まちづくり交付金の手続きだとか、区画整理事業認可の問題とか都計審の問題も、絡みもありますけども、ちょっと初歩的なものの確認で申しわけないんですけども、ことし1年間のこのスケジュールの中で議会としての判断、賛否を問う場面、これがどこなのか、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○藤浦委員長 答弁を求めます。

吉田参事。

○吉田市長公室参事 1点目の民間ノウハウと資金、そして公との関係はどうなるんだというご質問で、各地での再開発で、保留床の扱いが非常に問題になっているということでございますけども、通常の再開発で例えば組合施行、市施行ということはございます。その場合は当然、その保留床に対しての責任は行政が絡めば行政もあるということは、これは現実の話なんです。

ただし、SPCに関しましては民間が事業主体であり、民間が建設する。それを市がどのような形で買うのか、借りるのか、そして例えば借りてリースバックするのか、そういうような選択肢は我々の、行政側の域の中に入っております。ということは、保留床問題は発生しないというふうに理解をいたしております。

そして、例えば計画の実現性の関係で風俗系の施設が来た場合等々の問題がございまして、我々も危惧しております。ただし、そのために先ほど申し上げましたように地区計画において計画的な開発なり、計画的な施設誘導を我々は堅持していきたい。そのために時間を今年度いっぱいかけてでも、やはり住民の方、市民の方々のご意見を聞いて地区計画を定めていきたい。そのための受け皿としてま

ちづくり懇談会があるというふうに我々は理解しております。

もう1点、正確な情報の開示という視点でございますけども、先に連立を整理した上で全体をやるべきであると。やはり時間がかかってでも連立を前提に整理をすべきじゃないかというふうなご意見だったと思いますけれども、その中の全体像の当然、示し方ということはございます。

ただ、連立をやった場合に5年先なのか、10年先なのか、もう一つ、やはり連立を採択する場合に当然、我々は直接担当ではございませんけども、その中でやはり国が事業を採択する条件というのがございます。それが、やはり我々としては、要件は新駅があって、既存駅ができ、そしてまちづくりが一体的にされている。その中でボトルネックとか、いろんな周辺の結びつきが弱いと、いろんな諸条件の中で採択されてくるということで、やはり先行した形もあって、そして将来の連立につながっていく、芽を残すということが必要ではないかというふうに考えております。

3点目の協定の段階で具体的な提案は、どのような内容があるのか。そして、コミュニティプラザの関係としてどうなんだということでございますけども、やはり我々はコミュニティプラザに関しまして、先ほど申し上げましたように、市としての施設の必要性、そして内容の選定等々、再配置も含めまして、市としての考え方はお示ししてまいりたいと。

ただし、それを市民の視点なり、市民の方々のご意見をいただいて付加価値の高い公共施設の再配置にしていきたいというふうに考えております。

それが、やはり市の意向として示せる段階で民間からの提案と整合できるかと

いうことになります。

ただ、民間から何ほご提案いただきましても、やはり市としての裁量は忘れない。市の主体性ということを常に堅持して、時間もある程度かけて、やはり明確な施設ボリュームなり、施設配置、そして施設の利用内容等をお示ししていきたいというふうに考えております。

そして、議会との関係でございますけれども、一番直近で出てまいりますのが、我々考えてますが、やはり新駅の設置におきます覚書かなというふうに考えております。

その段階で、これは今後弁護士も入れていろいろ相談をさせていただきますけれども、やはり費用負担の問題、その明確な段階になった段階で覚書を締結していくというのが直近かなというふうには考えております。

○藤浦委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 最後のご質問の中で議会の賛否を問う場面ということでございましたけれども、この1年間で議案として上がる補正とかいうのは、今の予定はございませんので、今答弁いたしましたのは、ご説明を申し上げるとか、そういうような場面になるかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○藤浦委員長 野口委員。

○野口委員 詳しく説明をいただいたんですが、なかなか理解できないという感じは当然します。

民間のノウハウと資金を活用して、いわゆるそれに乗っかって事を進めていくということになるんですけども、いわゆる地区計画だとか、いろんなこの開発を進めていくためのさまざまな覚書、協定を行います。それが結果として、完成後の状況によって違った方向をSPC側

がやろうとした場合、その拘束力と申しますか、それを聞いたかったわけです。

本市の問題は当然、それは理解しているわけで、そういう決まりの中でやってきて、いろいろ都市再生を進めるため、いろんな障害を取り払っていくという大きな網がかかる中で、この証券化方式が、開発でもできるようにいろんな検討もされて、する側は進出をしていくということの一つであります。

だから、その辺の拘束力がどうなのかということをおこの際、確認しておきたいと思えます。

というのは、平成4年だと思んですけども、千里丘駅前再開発事業が完成をされて約十三、四年たちます。

巷間では、いわゆるニッショウが撤退をしていくと、全面的に、これは賃貸なのか、他に売って出るのがわかりませんが、この間、地元権利者の方々もどんどん出ていかれると。ヒグチ薬局だとか、いろんな業務床など、当初の中身がどんどん変わってきているという14年間の再開発の顛末を見た場合に、やっぱり出発した後、何年か後にどうなるのかということも当然予想されていくわけで、その点はいろいろ東口の再開発について検証するというのも、この計画を進めていくためにも、そういう点では担当としては当然検討課題にあると思えますので、そういうことからして改めて拘束力の問題について、ちょっと現時点で確認をしておきたいと。

もう一つ、ちょっと一般質問でやりましたが、二重投資の問題ですね。いろんな国の採択要件とかはわかるんですけども、ダイヘンさんが工場を移転するから民間企業としては高く売って、早く移転の作業を進めていきたいと。そういう中で、ちょっと待ってやと。単純に民間側

で移転のその後、いろいろ対応をされたら摂津のまち、大変だということで、今が旬だといって多額の税金を投入する。この計画を、まず平屋の駅を建てるということで進もうとしてますけども、そういう説明をした場合、じゃあ将来的に最終目標である高架の問題について二重投資になるのではないかなと。

いろいろ国の要件はありますよ。だから、5年間で平屋の駅をつくって関係の、今回の30億円の事業を進めていくという5年間のこともありますから、いろいろな民間との絡みも当然出てきますけども、そういう高架に向けてというやり方もあるのではないかなということも当然、懇談会が始まれば質問を受けると思いますし、ちょっと今の説明では理解できない部分があるので、もう少し明確にそういう問題について、国の採択要件と、それを含めてご答弁をいただけませんか。

○藤浦委員長 吉田参事。

○吉田市長公室参事 民間と例えばまちづくり協定、内容的なものを具体的に協定をしてリスク分担をしていくという部分の、逆に担保性はどうなるのかということだと思えます。まち全体の構成に関してもですけども、我々は、先ほどから申し上げましたように地区計画でまち全体のイメージは担保している。

建築条例なりで建物の制限はしている。

もう1点、例えばSPCが建設して、それが例えば再開発のように中がくるくる変わっていくということはございますけれども、摂津市自体がコミュニティプラザ自体の本体は変わらないけれども、例えば関連する別の物件が変わっていくということはございますけど、全体でSPCの収益事業として考えておりますので、当然モニタリングなりで我々は堅持していきたいとは思ってます。

これはPFI手法でもありますけれども、ただモニタリングの中で費用が例えば賃料なり、費用なり、いろんな形が反映されていく。

例えばモニタリングして、そして我々の要求水準に満たない場合は5%なり、10%の支払いを減じるとか、そういう協定なり、契約の仕方もございますので、これは今後、弁護士さんと相談のうえ、いろんなそういう堅持の仕方を確立してまいりたいというふうに考えております。

もう1点、二重投資になるのではないかな。そして、国の採択の状況なりはどうなっているのかということもでございますけども、我々、二重投資というふうなインパクトは考えておりません。ただ、連立をやられた段階、実施した段階では、今の平面駅が立体の橋上駅になる。ただし、その前段でやはり先ほども言いました既存駅という環境を整えていくということもでございますので、我々とすれば二重投資にはならない。逆に連立の段階では、この既存駅になる限り、この補助対象の駅になるというふうに認識をいたしております。

次に、国の状況でございますけども、やはり駅そのものが民間の駅に当然、阪急電鉄の駅になるので、そのあたりは非常にシビアな国の採択の見方はしております。だから、そのあたりは非常に難しいんでございますけども、ただしいろんな補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の問題とか等々の問題がございますので、十分、大阪府なり、国なりと調整のうえ、一番、将来超長期の中で影響の出ない国の補助制度の活用を考えてまいりたいというふうに考えております。

○藤浦委員長 木村委員。

○木村委員 今、報償費の説明を受けた

んですけれども、弁護士が300万円、大学教授のアドバイザーが1万5,000円の10回で15万円という形の説明を受けたんですけれども、今日までこの構想、事業推進に大きく貢献するということなのか、携わってこられた上野アドバイザーについては確か年間30万円というふうに理解をしておるんですけれども、その辺とのアンバランスといいますか、整合性ということについて、若干それでええんかなということも感じます市、今後、この上野アドバイザーのそういう報酬、あるいはその立場の位置づけ、そのことについて市として今後どのように扱っていくのか。その辺のことについて、一遍聞いておきたいと思います。

○藤浦委員長 答弁をお願いします。

吉田参事。

○吉田市長公室参事 今、ご意見いただきまして、一部分ではご指摘をいただいた部分かなというふうに考えております。

当然、上野アドバイザーの費用でございまして1回2万円で15回で30万円というふうに、我々の方でさせていただいております。

ただ、今後こういう形で甘えると申しますか、いろんな協力をいただいているかどうかというのは、今後の話でございましてやはり委嘱に当たりましてはやはり守秘義務を含めまして、いろんな形でお約束、そして市からのお願い事を明記した上で委嘱をさせていただいております。

その上で、ご了承の上で、上野アドバイザーの役割を果たしていただいておりますけれども、今後やはり報償が正しいのかどうかも含めまして、非常に課題は大きいかなというふうに思いますし、今後具体的に事業化になってくる場合に、この上野アドバイザーの役割なり、そし

てお立場なりは、やはり十分ご相談させていただいた上で整理をしてみたいというふうに考えております。

非常に、今後、上野アドバイザーの中間的な役割で果たしていただいておりますし、また我々もその分をすべてうまく利用させていただきたいという気持ちはございますけれども、やはりお立場はお立場として、我々も十分検討させていただきたい。調整もさせていただきたいというふうに思っております。

○藤浦委員長 木村委員。

○木村委員 今度の南千里丘の構想というのは、産・官・学を含めた相当特色のある大きなまちづくりをやっていこうということになってきたわけですが、その過程の中では、やはり文部科学省、あるいはまた国交省との折衝、あるいは具体的な各地の開発の状況等の調査、そういうことを含めてやってこられた上野アドバイザーの報償としては非常に、扱いとしては十分ではなかったのではないかと私は理解しておるんですけれども、今後そういうことでこれから市なり、SPCとのかかわりの中で上野アドバイザーの立場、扱いというものがどういうふうになっていくかなということも若干いろいろと関心を持っております。

そういう点で、今後の事業推進の上で、やはり今日までやってこられた上野さんの功績等を考えますと、やはり今後も引き続きこの事業推進には大きなアドバイスをもらっていくということになっていくと思うんですけれども、そういうときに本人さんの意向は全く私は関知しませんけれども、やはり今までの年間30万円でいいのかなということも思いますし、そのフィールドとしての活躍の場というのがどういうふうになっていくかなということに大いに関心を持っております。

そういう点で、今現在どうこうということも、なかなか答えにくいかと思うんですけども、その辺は助役なり、公室長の方から一遍、お考えをお聞きをしたいと思います。

○藤浦委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 アドバイザーの年間の金額でございますが、見方によれば非常に安いのではないかというような見方もございますが、これとて基準等はございませんので、これは両者の合意ということが最終的なその額が決まるところでございます。確かにいろんなことをアドバイスをいただいております。市としても参考になるところでございます。

今後は、この報酬等、あるいはあり方等につきましても基本的には民間活力を借りてということでありまして、市が主体性を持ってやるまちづくりでございますので、今後、市としても十分その辺のところを考えて、市が今後いろんなことの場面の展開を考えまして、どういう報酬、あるいはどういう立場が適切かということも今後考えていきたいというふうにも考えております。

○藤浦委員長 木村委員。

○木村委員 報酬の件については、それで一応、今の時点では了解という形にしておきたいと思います。

もう一つは、この事業は、やはり21世紀の摂津市の都市核の大きな目玉としてのまちづくり、私は大いにこれから推進していくべきだという立場を持っておりますけれども、やはり今後、具体化していく中で、先ほど野口委員の質問にありましたように、千里丘のニッショーが撤退をしていくというような事態、あるいは駅を挟んで山側のお寺が墓地を開発された、そのお寺が今や永代使用料については、今後、管財人を通してもらいた

いというような状況に追い込まれているというようなこと事態を見ますと、相当やはりいろんな分野の事業というのは厳しい状況があると思うんです。

大阪市の駅前の開発の問題等を見ましても、なかなかそう理想どおりにうまく推進していかへんということは実証されておりますし、そういう点では、せっかくそういう摂津市で、やはり21世紀の大きな都市核として開発をする南千里丘がそういう状況に追い込まれるということは、行政も我々の責任も非常に大きいものが出てくると思いますので、やはりそれが本当に実際に大きくまちづくり、まちの発展に貢献をしていく、そんなまちづくりになるように、これからSPC、あるいはそういうアドバイザー等の意見を組み入れる中で議会、あるいは各界各層の意見も十分聞いた上で疎漏のないように、ひとつよろしく願いしておきたいと思います。

○藤浦委員長 ほかにございませんか。

山本善信委員。

○山本善信委員 報償費が今回の補正で上がったわけでございますけれども、先ほどからのご説明の中で15万円に関する、アドバイザーに関する内容につきましてはよくわかるわけですが、300万円の弁護士と税理士報酬につきまして、報酬というか、この予算措置としては報償費ですけども弁護士報酬、あるいは税理士報酬ということで向こうが受け取られるということになるのか。

それから、その辺のところ、弁護士さんの方は、出す方は報償費でいいんですけども、報酬ということになると一定の約束事が税理士さんの中ではあるようですが、税理士さんなり、弁護士さんの中であるようですから、それとの関係で、先ほどちょっと安いか高いについてはこ

れぐらいで何とかしてもらいたいということでご無理をお願いするかもわからないというような意味の答弁があったと思えますけれども、もう少し詳しく、この300万円についての根拠というのをご説明いただきたいと思えます。

○藤浦委員長 答弁をお願いします。

吉田参事。

○吉田市長公室参事 これ、我々の方がちょっと参考でいただいている資料なんでございますけれども、報酬規定というのが弁護士、昔は一律で決まっていたんですが、今、各事務所さんが個別で報酬規定を提示されております。

そこで、例えば時間制、1時間あたり、弁護士さんの費用も定められております。例えば、覚書を一つ提案するのに、どれぐらい時間がかかりますかと。例えば民法なり、商法なり、自治法なりいろんな専門の先生方がおられる。そして、2時間ずつお時間をいただきました。ということは、3人の弁護士さんに例えば6時間をお願いをしたと。それを例えば時間的なものを確認した上で弁護士さんに報償費として事務所にお支払いをするというような形を今、考えております。

ただ、非常に悩ましいと申しますか、悩んでますが、我々のご相談をさせていただいて2時間の時間をちょうだいいたしました。その2時間についてお支払いをさせてもらうのか。そして、もしくは事務所でその作業をしていただいて3時間、時間がかかったということで3時間分お支払いするのか、そのあたりはやはり非常に悩ましいんですが、我々の方は当然、法規担当の所管がございまして、そのあたりと十分調整した上で報償費のお支払いについて考えていきたいというふうに思いますし、ただ、単価的なものでございますけれども、時間制の単価

と申しますか、1時間当たりの単価でございまして、おおむね例えば代表者の弁護士さんの場合は5万円以上とかいうことになります。通常の社員弁護士さんの場合は、例えば3万円以上とかいうような価格が設定されてますけれども、ただ我々とすれば先ほど言いましたように顧問弁護士さんの関係、今までのいろんなご相談を申し上げた中身で、やはりそのあたり十分ご相談をさせていただいて、顧問弁護士さんとしてのご意見を聞いていきたい。複数でおられますんで、非常に我々担当としても安心かなあというふうには思っております。

○藤浦委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 少しつけ加えてでございますけれども、今、答弁で顧問弁護士ということで、我々も同じように考えておまして、今回のこの問題については民法の問題、あるいは商法の問題、あるいは行政法の問題、これらの法律に長けた法律事務所ということになりますと、相当な弁護士を抱えておられる法律事務所ということで、現在、本市の顧問弁護士であります宮崎綜合法律事務所は20名近い弁護士さんがおられまして、その法律事務所とこういう、今後のお話になりますけれども、こういう報償等の話になりますけれども、ここにお願いをすればスムーズにいくんではないかというふうには考えております。

○藤浦委員長 山本善信委員。

○山本善信委員 これは、事業があくまで、市の方がかちっと体制を固めて、それで例えば市施行でいろいろやるというような話のときの、こういった弁護士なり、税理士なりの話としてお願いするのと、これ、民間との協定なり、あるいは契約に基づいて事業を進めていくわけですから、だからその点、性格が大分違い

ますので、それだけにより慎重に、しかもこの金額が不十分なために行き届かなかった、遺漏ができたというようなことがないように十分に斟酌してやっていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

○藤浦委員長 ほかに、質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時49分 再開）

○藤浦委員長 再開します。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤浦委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第42号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○藤浦委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

（午前10時50分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

駅前等再開発特別委員会

委員長 藤 浦 雅 彦

駅前等再開発特別委員会

委員 木 村 勝 彦